日医発第 1068 号 (医経) 令和 7 年 9 月 26 日

都道府県医師会 担当理事 殿

> 公益社団法人 日本医師会 常任理事 宮川 政昭 (公印省略)

最低賃金の引上げに関連した支援の拡充について (周知依頼)

この度、厚生労働省医政局総務課より本会に対し、事務連絡「最低賃金の引上げに 関連した支援の拡充について」が発出されました。

本事務連絡においては、最低賃金の引上げへの対応として生産性向上の支援策が強化され、例えば以下の助成金及び補助金について、対象の拡大、要件緩和等の措置が講じられ、賃上げに取り組む医療機関においても使用可能であることから、周知要請がなされております。

① 業務改善助成金(厚生労働省)

https://www.mhlw.go.jp/content/11200000/001471309.pdf https://www.mhlw.go.jp/content/11302000/001557790.pdf

② IT 導入補助金 (経済産業省)

https://www.chusho.meti.go.jp/koukai/yosan/r7/r6_it.pdf

つきましては、貴会におかれましても、本件についてご了知いただくとともに貴 会管下の関係医療機関等への周知等についてご高配賜りますようお願い申し上げま す。

なお、令和7年度の最低賃金額の改定等に関しては、厚生労働省から正式な文書が 発出され次第、別途ご案内をさせていただく予定です。

【添付資料】

・業務改善助成金、IT導入補助金パンフレット(抜粋)

以上

事 務 連 絡 令和7年9月24日

公益社団法人日本医師会 御中

厚生労働省医政局総務課

最低賃金の引上げに関連した支援の拡充について

令和7年9月5日までに、最低賃金について、全ての都道府県の地方最低賃金 審議会で答申が取りまとめられました。それらの結果、先月中央最低賃金審議会 で取りまとめた目安6.0%を大幅に上回る6.3%、引上げ額は過去最大の66 円となり、全国加重平均は1,121円となりました。

その上で、9月5日、石破内閣総理大臣からは、賃上げに努力いただいている中小企業・小規模事業者の皆様にきめ細かい支援を行うべく、各業界の所管省庁が一体となり、周知広報を徹底するとともに、国民の皆様の安心に向けた賃上げの環境整備に今後とも最大限努力する旨、ご発言がありました。

最低賃金の引上げへの対応については、「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画 2025 年改訂版」及び「経済財政運営と改革の基本方針 2025」(いずれも令和7年6月13日閣議決定)に基づき、「中小企業・小規模事業者の賃金向上推進5か年計画」の中で、価格転嫁・取引適正化の徹底、生産性向上、事業承継・M&Aを通じた経営基盤の強化などの施策を総動員することとしています。今般は、その一環として、政府として、生産性向上の支援策を強化します。

具体的には、最低賃金の引上げに対応する中小企業・小規模事業者に対し、当面の措置として、例えば以下の助成金及び補助金について、対象の拡大、要件緩和等の措置を講じることとされており、これは賃上げに取り組む医療機関においても使用可能です。

① 業務改善助成金(厚生労働省)

https://www.mhlw.go.jp/content/11200000/001471309.pdf https://www.mhlw.go.jp/content/11302000/001557790.pdf

② IT 導入補助金 (経済産業省)

https://www.chusho.meti.go.jp/koukai/yosan/r7/r6_it.pdf

以下資料もご参照ください。

「中小企業・小規模事業者の賃金向上推進5か年計画」の一環としての最低賃金の引上げに関する支援の拡充

https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/atarashii_sihonsyugi/saiteichingin/si
ryou.pdf

貴会におかれましては、都道府県医師会等に対して上記支援策の周知を行っていただけますと幸いです。

なお、助成金及び補助金に関する質問については、各URLに記載の連絡先までお問合せいただきますようお願いいたします。

さらに、今回これらの措置に加え、既存施策などをまとめたパンフレット等について中小企業庁・厚生労働省にて作成し、9月9日に公表されましたので、あわせてお知らせいたします。

なお、個別の支援策に関する質問については、別添パンフレットに記載の連絡 先までお問合せいただきますようお願いいたします。

業務改善助成金

事業場内で最も低い賃金(事業場内最低賃金)を引き上げ、設備投資等を行った中小企業・小規模事業者等に、その費用の一部を助成する制度です。

拡充 |

- 対象事業場を、事業場内最低賃金額が「改定後の地域別最低賃金未満まで」に拡充
- ・最低賃金改定日の前日までに賃金引上げを完了していれば、賃金引上げ計画の事前提出は不要
- <補助上限>30万円~600万円 <助成率>3/4~4/5
- <助成対象経費の例> 機器・設備の導入: POSレジシステム導入による在庫管理の短縮 経営コンサルティング: 国家資格者による、顧客回転率の向上を目的とした業務フロー見直し

その他:顧客管理情報のシステム化

詳しくはこちら



申請先

都道府県労働局雇用環境・均等部(室)

問合先

業務改善助成金コールセンター: 0120-366-440(受付時間 平日 9:00~17:00)

IT導入補助金

業務の効率化やDXの推進、セキュリティ対策のための ITツール等の導入を支援します。

• 最低賃金引上げ特例を「改定後の地域別最低賃金未満」に拡充し、該当事業者に 対する加点も実施。

詳しくはこちら

拡充!

・事業場内最低賃金を一定額(※)以上引き上げた事業者に対する加点も新設。

※令和7年度最低賃金改定において示された全国目安

補助上限:最大450万円 補助率:1/2~4/5

問合先

サービス等生産性向上IT導入支援事業コールセンター: 0570-666-376



令和7年度業務改善助成金のご案内

業務改善助成金とは?

業務改善助成金は、事業場内で最も低い賃金(事業場内最低賃金)を30円以上引き上げ、生産性向上に資する設備投資等を行った場合に、その設備投資等にかかった費用の一部を助成する制度です。

事業場内最低賃金の引き上げ計画



設備投資等の計画 機械設備導入、コンサルティン グ、人材育成・教育訓練など



業務改善助成金を支給 (最大600万円)

※ 事業場内最低賃金の引き上げ計画と設備投資等の計画を立てて申請いただき、交付決定後に計画どおりに事業を進め、事業の結果を報告いただくことにより、設備投資等にかかった費用の一部が助成金として支給されます。

<事業場内最低賃金とは?>

事業場で最も低い時間給を指します。(ただし、業務改善助成金では、雇入れ後6か月を経過した労働者の事業場内最低賃金を引き上げていただく必要があります。)

事業場内最低賃金の計算方法は、地域別最低賃金(国が例年10月以降に改定する都道府県単位の最低賃金額)と同様、最低賃金法第4条及び最低賃金法施行規則第1条又は第2条の規定に基づいて算定されます。

ご不明点があれば、管轄の労働局雇用環境・均等部室または賃金課室までお尋ねください。

対象事業者・申請の単位

- **中小企業・小規模事業者**であること(大企業と密接な関係を有する企業(みなし大企業)でないこと)
- 事業場内最低賃金と地域別最低賃金の差額が50円以内であること
- 解雇、賃金引き下げなどの**不交付事由がない**こと



以上の要件を満たした事業者は、事業場内最低賃金の引き上げ計画と設備投資等の計画を立て、 (工場や事務所などの労働者がいる) **事業場ごとに申請**いただきます。

申請期限と賃金引き上げの期間

	申請期間	賃金引き上げ期間	事業完了期限
第1期	令和7年4月14日~ 令和7年6月13日	令和7年5月1日~ 令和7年6月30日	令和8年1月31日
第2期	令和7年6月14日〜 申請事業場に適用され る地域別最低賃金改定 日の前日	令和7年7月1日~ 申請事業場に適用され る地域別最低賃金改定 日の前日	令和8年1月31日

※第3期以降の募集を行う場合、別途HPにてお知らせいたします。

申請の流れや注意事項は 裏面をチェック! 助成上限額や助成率などの詳細は中面をチェック!

助成上限額・助成率

助成上限額

	事業場内 最低賃金の 引き上げ額	引き上げる 労働者数	助成上限額		
コース 区分			右記以外 の事業者	事業場規模 30人未満の 事業者	
		1人	30万円	60万円	
20Ш		2~3人	50万円	90万円	
30円	30円以上	4~6人	70万円	100万円	
		7人以上	100万円	120万円	
		10人以上*	120万円	130万円	
	45円以上	1人	45万円	80万円	
455		2~3人	70万円	110万円	
45円 コース		4~6人	100万円	140万円	
- ^		7人以上	150万円	160万円	
		10人以上※	180万円	180万円	
	60円以上	1人	60万円	110万円	
600		2~3人	90万円	160万円	
60円 コ ー ス		4~6人	150万円	190万円	
		7人以上	230万円	230万円	
		10人以上*	300万円	300万円	
	90円以上	1人	90万円	170万円	
90円 コース		2~3人	150万円	240万円	
		4~6人	270万円	290万円	
		7人以上	450万円	450万円	
		10人以上※	600万円	600万円	

※ 10人以上の上限額区分は、特例事業者が、10人以上の労働者の賃金を引き上げる場合に対象になります。

助成率

1,000円未満	4/5
1,000円以上	3/4

特例事業者

以下の要件に当てはまる場合が特例事業者となります。なお、②に該当する場合は、助成対象経費の拡充も受けられます。

1 賃金 要件 申請事業場の事業場内最低賃金が 1,000円未満である事業者 原材料費の高騰など社会的・経済的環 境の変化等の外的要因により、申請前 3か月間のうち任意の1か月の利益率 が前年同月に比べ3%ポイント※以上 低下している事業者

※「%ポイント(パーセントポイント)」とは、パーセントで表された2つの数値の差を表す単位です。

物価高騰等要件に該当する事業者は、一定の 自動車の導入やパソコン等の新規導入が認め られる場合があります。詳しくはP3の「助 成対象経費の特例」をご覧ください。

「引き上げる労働者数」の数え方

- ▶ 事業場内最低賃金である労働者
- ▶ 事業場内最低賃金である労働者の賃金を引き上げることにより、賃金額が追い抜かれる労働者が 「引き上げる労働者」に算入されます。

(ただし、いずれも申請コースと同額以上賃金を引き上げる必要があります。)

<例:事業場内最低賃金1,000円の事業場で30円コースを申請する場合>

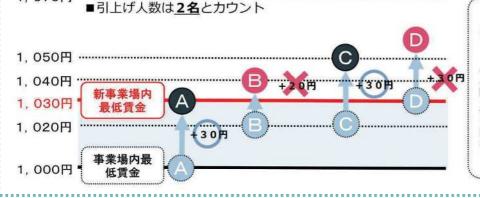
A: 事業場内最低賃金である労働者なので、「引き上げる労働者」に算入可

B:申請コース以上賃金を引き上げていないので、算入不可

C: Aに賃金額が追い抜かれる労働者であり、かつ、申請コース以上賃金を引き上げているので、算入可

D: 既に**引上げ後の事業場内最低賃金以上**なので、**算入不可**

1,070円



A:引き上げ人数としてカウント **B・C**:

新事業場内最低賃金以上に引き上げる必要がある。ただし、引き上げ人数としては、申請コースの額(30円)以上引き上げている **Cのみ**対象。

D: 既に新事業場内最低賃金以上 なので、30円以上引き上げて もカウントしない。

助成対象経費の特例

特例事業者のうち、②物価高騰等要件に該当する場合、通常は、助成対象外となるパソコン等や一部の 自動車も助成対象となります(パソコン等は新規導入に限ります。)。

助 成 対 象 経 費	一般 事業者	特例事業者 (②のみ)
生産性向上に資する設備投資等	0	0
生産性向上に資する設備投資等のうち、 ・ 定員7人以上または車両本体価格200万円以下の乗用自動車や貨物自動車 ・ PC、スマホ、タブレット等の端末と周辺機器の新規導入	×	0

対象となる設備投資など

助成対象事業場における、**生産性向上に資する設備投資等**が助成の対象となります。 また、一部の事業者については、**助成対象となる経費が拡充されます。**

経費区分	対象経費の例
機器・設備の導入	POSレジシステム導入による在庫管理の短縮 リフト付き特殊車両の導入による送迎時間の短縮
経営コンサルティング	国家資格者による、顧客回転率の向上を目的とした業務フロー見直し
その他	顧客管理情報のシステム化

助成金額の計算方法

助成される金額は、生産性向上に資する設備投資等にかかった費用に一定の助成率をかけた金額と助成上限額とを比較し、**いずれか安い方の金額**となります。



- ○事業場内最低賃金が980円 →助成率4/5
- ○8人の労働者を1,070円まで引上げ(90円コース) →助成上限額450万円
- ○設備投資などの額は600万円

480万円 (=600万円×4/5)

(設備投資費用×助成率)

450万円 (=助成上限額)

(90円コースの助成上限額)



450万円が支給されます。

>

賃金引き上げに当たっての注意点

- 地域別最低賃金の発効に対応して事業場内最低賃金を引き上げる場合、発効日の前日までに引き上げていただく必要があります。
- 引き上げ後の事業場内最低賃金額と同額を就業規則等に定めていただく必要があります。
- 複数回に分けての事業場内最低賃金の引上げは認められないので、ご注意ください。
 - (例) 10月1日に新しい地域別最低賃金(1,000円→1,050円)が発効される場合

発効日の前日(9月30日)までに事業場内最低賃金の引き上げ(1,005円→1,050円)を完了(※)



発効日の当日(10月1日)に 事業場内最低賃金の引き上げ (1,005円→1,050円)を実施





※ 併せて、就業規則等に事業場内最低賃金が1,050円である 旨、定めていただく必要があります。

助成金支給の流れ

事業場所在地を管轄する都道府県労働局に対し、所定の様式で交付申請を行っていただきます。 労働局による申請内容の審査を経て交付決定がなされたら、申請内容に沿って事業を実施してください。 事業完了後、労働局に事業実績報告と助成金支給申請を行っていただくと、労働局による報告内容の審 査を経て、助成金が支給されます。

交付申請

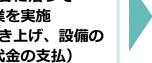
交付申請書・事業実施 計画書等を 都道府県労働局に提出



交付申請書等を 審査の上、通知

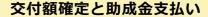
事業の実施

申請内容に沿って 事業を実施 (賃金の引き上げ、設備の 導入、代金の支払)



事業実績報告

労働局に事業実績報告 書等と助成金支給申請 書を提出



事業実績報告書等を審査し、 適正と認められれば交付額の確定 と助成金の支払いを実施



ここで助成金が 振り込まれます

注意事項・お問い合わせ等

注意事項

- ・ 交付決定前に助成対象設備の導入を行った場合は、助成の対象となりません。
- 必ず最新の交付要綱・要領で助成要件をご確認ください。
- 過去に業務改善助成金を活用した事業者も助成対象となります。
- 予算の範囲内で交付するため、申請期間内に募集を終了する場合があります。
- 同一事業場の申請は年度内1回までです。

(参考) 働き方改革推進支援資金

日本政策金融公庫では、事業場内最低 賃金の引き上げに取り組む方に、設備 資金や運転資金の融資を行っています。 詳しくは、事業場がある都道府県の日 本政策金融公庫の窓口にお問い合わせ ください。

> 日本政策金融公庫 店舗検索



令和6年度からの主な変更点

- 事業主単位での申請上限600万円までとなりました。
- 大企業と密接な関係を有する企業(みなし大企業)は対象外となりました。
- 基準となる事業場内最低賃金労働者の雇用期間が、「3か月以上」から「6か月以上」になりました。
- 事業完了期限が、2026(令和8)年1月31日※になりました。
 - ※やむを得ない事由がある場合は、理由書の提出により、2026(令和8)年3月31日とできる場合があります。

参考ウェブサイト

・ 厚生労働省ウェブサイト「業務改善助成金」

最新の要綱・要領やO&A(「牛産性向上のヒント集」)、 申請書作成ツールや業務改善助成金の活用事例集などを掲載しています。

最低賃金特設サイト

全国の地域別最低賃金や中小企業支援事業について掲載しているほか、 サイト内の「賃金引き上げ特設ページ」では、賃金引き上げに向けた取 組事例などを紹介しています。

業務改善助成金



最低賃金特設サイト



お問い合わせ

業務改善助成金についてご不明な点は、業務改善助成金コールセンターまでお問い合わせください

電話番号:0120-366-440(受付時間 平日 9:00~17:00)

交付申請書等の提出先は管轄の**都道府県労働局 雇用環境・均等部(室)**です



9月5日から対象事業所を拡充 令和7年度業務改善助成金を一部変更します

中小企業等多くの皆さまに活用していただけるよう、業務改善助成金の対象事業所の範囲を拡充します。具体的には、事業場内最低賃金が、改定後の地域別最低賃金未満までの事業所が、地域別最低賃金の改定日の前日までに、賃金を引き上げる場合についても、助成を受けることが出来ます。

また、最低賃金の影響を強く受ける中小企業等が活用しやすくなるよう、特例的に、賃金引上げ計画の事前提出についても省略を可能とします。

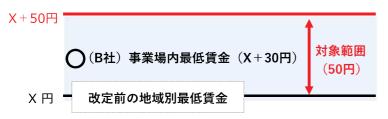
拡充のポイント

①対象事業場の拡大

従来

事業場内最低賃金と地域別最低賃金の差額が50円以内 の事業所が対象

★(A社)事業場内最低賃金(X+55円)



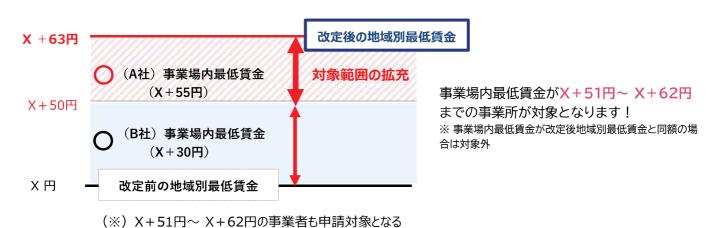
(※) X 円~ X+50円の事業者のみが申請対象

事業場内最低賃金がX+50円までの 事業所が対象となります。

拡充

事業場内最低賃金が改定後の地域別最低賃金額未満まで の事業所が対象

<例:地域別最低賃金が改定前 X 円、改定後 X+63円(引上額63円)の場合>



②賃金引上げ後の申請

従来

賃金引上げ後の申請は不可

申請前に賃金引上げ計画を立て、申請後に賃金を引き上げる必要があります

必要な手続き:申請書や見積書のほかに、以下の書類の提出が必要です。

- ・賃金引上げ計画
- ・事業実施計画(設備投資等の計画)

事業実施計画

賃上げ計画

を提出し、計画の審査を受けます。



(審査の上、交付決定を受けたら)

- ・計画に基づく賃上げの実施
- ・計画に基づく設備投資等の実施

拡充

賃金引上げ計画の事前提出について省略可能

令和7年9月5日から令和7年度当該地域の最低賃金改定日の前日まで(※)に賃金引上げを実施していれば、賃金引上げ計画の提出は不要となりました

※同期間以外の賃金引上げは一切対象となりませんのでご注意下さい。

必要な手続き:申請書や見積書のほかに、以下の書類の提出が必要です。

- ・賃金引上げ結果
- ・事業実施計画(設備投資等の計画)

事業実施計画

賃上げ結果

を提出し、計画の審査を受けます。



(審査の上、交付決定を受けたら)
・計画に基づく設備投資等の実施

助成金支給までの流れ

交付申請書·事業実施計画などを事業場所在地を管轄する都道府県労働局に提出

審査・ 交付決定

交付決定後、提出 した計画に沿って 事業実施



労働局に事業実施 結果を報告



支給

注意事項

- 交付決定前に助成対象設備の導入を行った場合は助成の対象になりません。
- ・事業所での賃金引上げ日から地域別最低賃金の発効日までに勤務実績がないことにより、賃金引上げの実施を確認できない場合は、当該労働者を賃金引上げ対象者に含めることはできません。
- ・申請におかれましては、必ず最新の交付要綱・要領で助成要件をご確認ください。
- •申請期限は、申請事業所に適用される地域別最低賃金改定日の前日です。
- 予算の範囲内で交付するため、申請期間内に募集を終了する場合があります。
- ・同一事業所の申請は年度内1回までです。

お問い合わせ

業務改善助成金についてご不明な点は、

業務改善助成金コールセンターまでお問い合わせください。

電話番号: 0120-366-440(受付時間 平日 9:00~17:00)



(R7.8)

生産性向上を目指す皆様へ

「IT導入補助金」でIT導入・DX (デジタルトランスフォーメーション) による生産性向上を支援!

- 業務の効率化やDXの推進、セキュリティ対策に向けた ITツール等の導入費用を支援!
- □ インボイス対応に活用可能!安価なITツールの導入にも 活用可能で、小規模事業者は最大4/5補助!
- □ 補助額は最大450万円/者、補助率は1/2~4/5!

通常枠

- ・生産性の向上に資するITツール(ソフトウェア、サービス)の導入費用を支援します。
- ・クラウド利用料を最大2年分補助し、保守運用等の導入関連費用も支援します。

複数社連携IT導入枠

・10者以上の中小企業・小規模事業者等が連携した、インボイス制度への対応や キャッシュレス決済を導入する取組等を支援します。導入や活用に向けた事務費・専門家 経費も補助対象です。

インボイス枠 インボイス対応類型

- ・令和5年10月1日に開始されたインボイス制度への対応に特化した支援枠で、**会計・受発注・決済ソフト**に加え、**PC・タブレット・レジ・券売機等のハードウェア導入費用も支援**します。
- ・小規模事業者は最大4/5補助し、補助下限は無く、安価なITツール導入も支援します。

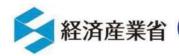
インボイス枠 電子取引類型

・取引関係における発注者(大企業を含む)が費用を負担してインボイス対応済の受発注 ソフトを導入し、受注者である中小企業・小規模事業者等が無償で利用できるケースを 支援します。

セキュリティ対策推進枠

・独立行政法人情報処理推進機構(IPA)が公表する「サイバーセキュリティお助け隊サービスリスト」に掲載されているセキュリティサービスの利用料を支援します。

※詳細は裏面をご確認ください。







<活用イメージ·補助率等> (赤字は令和6年度補正予算での拡充点)

+tv. /	通常枠 複数社連抜		インボイス枠		++-U= /
枠 <i>/</i> 類型 		複数社連携IT導入枠	インボイス対応類型	電子取引 類型	── セキュリティ 対策推進枠
活用 イメーシ゛	ITツールを導入し て、 業務効率化や DXを推進	商店街など、 複数の中小企業 ・ 小規模事業者で連携して ITツール等を 導入	ITツール等を導入して インボイス制度に対応	発注者主導で 取引先の インボイス 対応を促す	サイバー セキュリティ 対策 を進める
補助 対象 経費	導入関連 に加えて、 IT 単独申請可能な	ア購入費、クラウド利用料(損 は保守サポートやマニュアル 活用の定着を促す導入後の"活用 ハードウェア購	クラウド 利用料 (最大2年分)	サイバーセキュリティ お助け隊 サーヒ、ス利用料 (最大2年分) (※1)	
補助額	ッールの拡大 ・ITツールの 業務プロセスが 1~3つまで: 5万円~150万円 ・4つ以上: 150万円 ~450万円	(a)インボイス枠対象経費: 同右 (b)消費動向等分析経費: 50万円×グループ構成員数 (a)+(b)合わせて3,000万円 まで (c)事務費・専門家経費: 200万円	ITツール: 1機能: ~50万円 2機能以上: ~350万円 PC・タブレット等: ~10万円 レジ・券売機等: ~20万円	~350万円	5万円 ~ 150万円
補助率	中小企業:1/2 最低賃金近傍の 事業者(※2):2/3	(a)インボイス枠対象経費 : 同右 (b)・(c) : 2/3	~50万円以下:3/4 (小規模事業者: 4/5) 50万円~350万円: 2/3 ハードウェア購入費: 1/2	大企業: 1/2 中小企業: 2/3	中小企業: 1/2 小規模事業者: 2/3

(※1) (独)情報処理推進機構(IPA)「サイバーセキュリティお助け隊サービスリスト」に掲載されたサービス。

(※2) 3か月以上地域別最低賃金+50円以内で雇用している従業員数が全従業員数の30%以上であることを示した事業者

<補助金の活用例>

通常枠

・タイムカードによる勤怠管理のため、オフィスに出社してからの現場移動、帰社してからの退勤が必要 だったところ、「勤怠・労務管理ツール」の導入により出先からの打刻が可能に。これにより、残業時間 が3割削減、人事担当の作業効率も大幅アップ!

インボイス枠

・インボイス発行の作業を効率化するため、「会計ツール」を導入。 経理担当が手作業で行っていた出納管理が自動化され、バックオフィスの効率が全体的に向上。

<今後のスケジュール>

・通常枠、インボイス枠(インボイス対応類型、・複数社連携IT導入枠

第4次申請締切日 8月20日

第5次申請締切日 9月22日

第6次申請締切日 10月31日

第7次申請締切日 12月 2日

電子取引類型) 、 セキュリティ対策推進枠 第2次申請締切日 8月20日 第3次申請締切日 10月31日

サービス等生産性向上IT導入支援事業 事務局ポータルサイト



応募方法等の詳細は こちらからご確認ください

中小・小規模企業の生産性向上の賃上げ支援機能の強化

① IT導入補助金の要件緩和

現行制度

- 2024年度から、最低賃金引上げの影響を強く受ける事業者を支援するため、以下の要件を満たす場合に、「**最低賃金引上げ特例**」で、**通常より高い補助率** (1/2から2/3に引上げ)で支援。
 - ▶ 指定する一定期間(R5.10~R6.9)までの間で、3ヶ月以上、地域別最賃+50円以内で雇用している従業員が、全従業員数の30%以上いること

改正内容

- 「最低賃金引上げ特例」について、今般の最賃引上げ額を踏まえ、以下の通り、対象企業を拡大する要件緩和を行う。
 - ▶ 指定する一定期間において、3か月以上改定後の地域別最賃未満で雇用している従業員が全従業員数の30%以上いる事業者

② IT導入補助金の審査での優遇

改正内容

- ①で示した改正内容に該当する事業者に対し、補助率引上げに加え、採択審査において加点措置も実施。
 - ▶ 指定する一定期間において、3か月以上改定後の地域別最賃未満で雇用している従業員が全従業員数の30%以上いる事業者
- さらに、厳しい経営状況においても、全国的な最低賃金の引上げ幅以上に賃上げの努力を行った企業を応援するため、以下の要件を満たす場合に、採択審査において加点措置を実施。
 - ▶ 一定期間において、事業場内最賃を「全国目安で示された最低賃金の引上げ額(63円)」以上の賃上げをする事業者

出所:最低賃金引上げに向けた経済産業省の中小・小規模企業への支援策(2025年9月、中小企業庁)より抜粋